

現業職員昇格改善!

中途採用者 1 級在職 1 年で 2 級に

職員福利課は2月19日、現業職員の昇格基準を見直し、「26歳以上かつ在級1年」であれば1級から2級に昇格させる内容の提示を行いました。この見直しは新規採用者だけでなく、在職者にも適用するとしています。これによって、中途採用者の多くが最上位の級である5級に昇格できるようになります。

高教組が長年要求

現業職員の賃金は2008年に大幅に改善され、4級構成から5級構成になりました。最上位の5級まで昇格するには最低でも35年必要なため（2013年に1年短縮）、25歳以上で採用された職員は定年までに5級に届きません。退職金は退職時の賃金によって計算されるため、生涯賃金に大きな差が出ていました。今回の見直しは1→2級昇格基準は高卒在級6年のままで、「備考」に「『26歳以上かつ在級1年以上』の要件を満たす場合には1級から2級に昇格させる」が加わりました。この改善によって5級までは最短30年となり、29歳までの採用であれば5級に昇格できることになりました。高教組の長年の要求が実現しました。

在職者も調整

職員福利課は新採用者（現在、新規採用してませんが）だけでなくすべての在職者にも適用し、給与計算をし直すとしています。しかし、この4月に実際に給料が上がるのは、今年の4月1日に1級→2級、2級→3級、3級→4級、4級→5級の昇格に該当する人だけで、他の人は来年度以降順次昇格のタイミングで給料を上げていくとしています。

現業賃金昇格改善のイメージ

